

第1回 堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会会議録

- 1 開催日 令和4年10月19日（水） 15時30分～16時00分
- 2 場所 堺市消防局 5階 研修室
- 3 出席者

会長	堺市消防局長	新開 実
副会長	泉大津市消防長	藤原 孝治
委員	堺市消防局総務部長	中原 訓史
	堺市消防局警防部長	阪下 晴彦
	堺市消防局総務部参事	中野 真志
	泉大津市消防本部次長	辻山 順治
	泉大津市消防本部総務課長	福田 順一
	泉大津市消防本部警防課長	井黒 保之
	オブザーバー	大阪府危機管理室消防保安課長 石川 雄一
その他	堺市消防局職員3名（事務局2名含む）	
	大阪府職員（消防保安課）1名	

4 開会

【事務局】

ただいまから、「堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会」を開会いたします。皆様におかれましては、公務何かとお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日の会議の進行を務めさせていただきます事務局の堺市消防局総務課の太田と申します。

よろしくお願いいたします。失礼ですが、以後着座にて説明させていただきます。

5 会長挨拶

【事務局】

それでは、まず初めに、本協議会規約第5条第2項の規定により堺市消防局長が協議会会長となっておりますので、新開消防局長よりご挨拶をいただきます。

【新開会長】

本日は、「堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会」の開催にあたり、泉大津市の藤原消防長様、そして、大阪府危機管理室消防保安課の石川課長様をはじめ、関係者の皆様にお集まりいただき感謝申し上げます。

本年5月に、泉大津市の副市長から堺市の副市長へ、40m級はしご車の連携・協力について検討依頼があり、連携協力の可否も含め運用方法やスケジュールなど、6月から8月の間で計2回の調整会議を開催した結果、両市において具体的に課題や効果を検証し、協議す

ることに至ったものです。

本協議会での審議においては、連携・協力により、両市における消防力の強化につながるものであること。

そして、両市のメリット、及び両市に求められる負担が公平なものとなること。このような視点で各市の立場から建設的なご意見をいただき、ご審議頂きたいと考えています。

本協議会の委員の皆様方におかれましては、両市民の安全・安心のためにご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

6 副会長挨拶

【事務局】

次に、規約第5条第3項の規定により、泉大津市消防長が協議会副会長となっておりますので、藤原消防長様よりご挨拶をいただきます。宜しくお願い致します。

【藤原副会長】

本日の協議会開催にあたり、堺市消防局 新開局長をはじめご参加いただきました、皆様には、公私ご多忙の中、誠にありがとうございました。

泉大津市では、40m級はしご付き消防自動車の廃車以降、運用についてこれまで、様々な協議を重ねてまいりました。

そのような中、本年3月に国の方から、「市町村の消防の連携・協力の基本指針」の一部改正の発出もあり、泉大津市の副市長から、堺市の副市長へ、はしご付き消防自動車の連携協力について、検討をしていただくよう、ご依頼させていただきました。

その結果、堺市消防局様には泉大津市の状況などを踏まえた上で本協議会への検討や準備を進めていただき、本日の開催に繋がりました。これもひとえに新開消防局長をはじめ、堺市消防局の皆様のご尽力のおかげであり、心より感謝申し上げます。

また、大阪府消防保安課様には、公務何かとお忙しい中、平素よりアドバイスを頂き、本日も石川課長様には、オブザーバーとして参加いただくなど、併せて、お礼申し上げます。

さて、本日が第1回目の協議会でございますが、目的はあくまでも、はしご付き消防自動車の連携・協力についてでございます。泉大津市といたしましては、この協議会において私共もですが、堺市様にも、より多くのメリットが見いだされ、両市の市民の皆さんが、安全で安心して暮らしていただけるよう議論を重ねて参りたいと考えていますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶に代えさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。

7 委員等紹介

【事務局】

続きまして、各委員の皆様をご紹介します。

会長の堺市消防局長 新開 実 様でございます。

副会長の泉大津市消防長 藤原 孝治 様でございます。

続きまして、泉大津側の委員の皆様をご紹介します。

泉大津市消防本部 次長 辻山 順治 様でございます。

泉大津市消防本部 総務課長 福田 順一 様でございます。

泉大津市消防本部 警防課長 井黒 保之 様でございます。

続きまして、堺市側の委員の皆様をご紹介します。

堺市消防局 総務部長 中原 訓史 様でございます。

堺市消防局 警防部長 阪下 晴彦 様でございます。

堺市消防局 総務部 参事 中野 真志 様でございます。

以上の皆様に構成されております。

また本日は、オブザーバーとして大阪府危機管理室消防保安課長 石川 雄一 様にご出席いただき、一言頂戴できればと思います。

石川課長様、宜しくお願い致します。

【大阪府危機管理室消防保安課：石川課長】

本日は、堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会にお呼びいただきましてありがとうございます。

開催にあたりまして、ご多忙の中、資料作成や関係者との調整をしていただきました皆様に、厚く御礼申し上げます。

大阪府としましても、協議会への参加や、情報提供などをおし、今後でもできる範囲の支援をさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

8 資料確認

【事務局】

続きまして、本日お配りしております資料のご確認をお願いいたします。

～ 資料確認 ～

過不足等ございませんでしょうか。

それでは、本協議会規約第7条第1項の規定に基づき新開局長に議長をお務めいただき、議事進行をお願いいたします。

なお、会議における質問等、ご発言されるときは挙手をお願いいたします。係員がマイクをお持ちいたします。

それでは、新開局長、宜しくお願い致します。

9 議事：報告事項4件

【新開会長】

それでは、次第4の報告事項に入ります。

報告事項は4件ございます。一括して事務局より報告をお願いします。

【事務局】

報告事項4件につきまして、事務局の堺市消防局総務課・中川がご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。失礼ですが、着座にて説明いたします。

それでは、まず始めに、お手元の資料、報告第1号 堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会規約の概要について、ご説明させていただきます。

第1条に協議会の「名称」、第2条に協議会の「目的」を規定し、第3条に「協議会において協議する事項」として、連携・協力実施計画の作成に関する事項、その他連携協約に関し必要な事項の2項目を定めています。第4条以降は、構成団体及び組織、会議の運用等について定めています。

続きまして、報告第2号 堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会合意書をご覧ください。本合意書は、報告第1号にてご説明させていただきました規約内容に合意している証として、両市において記名押印の上、各1通を保管しています。

続きまして、報告第3号 堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会会議運営規程をご覧ください。本規程は、規約第7条第7項の規定に基づき、協議会の会議の運営に関する必要な事項について定めています。第2条において、「本協議会は原則公開とする。ただし、議長は、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、公開しないことができる。」としています。第3条以降は、議長等の責務、会議録に関すること、会議の傍聴等について定めています。

続きまして、報告第4号 堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会会議傍聴規程をご覧ください。本規程は、会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、傍聴者の定員や手続き、傍聴者の守るべき事項、傍聴者が本規程に違反した場合の対応等、会議の傍聴に関する必要な事項について定めています。

報告第1号から第4号の説明は以上となります。

【新開会長】

ただ今事務局から、報告第1号から第4号までの説明がございました。

ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等がないようですので、報告事項につきましては以上といたします。

10 議事：協議事項3件

【新開会長】

続きまして、次第5の協議事項に入ります。

協議第1号について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

お手元の資料、協議第1号 協議会における協議事項（案）をご覧ください。

本協議会において、今後協議していただく事項といたしましては、連携・協力実施計画に定める事項が主な事項となります。検討体制や実施スケジュールなど、連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針、そして、人員や費用の分担方法など連携・協力を行う消防事務の内容及び方法となります。

その他、連携・協力を行う上で、実施計画に定めのない事項についても、必要に応じて本協議会で協議する予定としています。なお、協議会で協議いただく事項につきましては、両市において調整会議を開催し、調整・検討を行った上で、お諮りしたいと考えています。

協議第1号の説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いします。

【新開会長】

ただ今事務局から、協議第1号につきまして、説明がございました。

ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等はないようですので、ご承認いただけたものといたします。

【新開会長】

次に、協議第2号について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

お手元の資料、協議第2号 協議会等スケジュール（案）をご覧ください。

令和6年4月の運用開始を目途として、本日の第1回協議会開催の後、調整会議において調整・検討を重ね、令和4年11月に第2回協議会を開催する予定としています。

第2回協議会では、調整会議における協議経過及び結果の中間報告を行い、全ての協議事項についてご審議いただき、その結果を踏まえ、令和4年12月の第3回協議会で連携・協力実施計画（案）として提案できるよう進めたいと考えています。

その後、パブリックコメントを経て、第4回協議会において連携・協力実施計画を策定し、両市議会で協議の議決を得ることができれば、協議書を締結し、運用開始までの間、市民への周知及び実地踏査等を行っていく予定です。

協議第2号の説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いします。

【新開会長】

ただ今事務局から、協議第2号につきまして、説明がございました。

ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等はないようですので、ご承認いただけたものといたします。

11 その他

【新開会長】

本日の協議事項は以上でございますが、その他、委員の皆様から何かご意見等ございましたら、この場でご発言いただければと思います。

【阪下委員】

梯子車の運用という事で、警防部からお願いとご挨拶を申し上げます。

大変タイトなスケジュールになると思いますが、運用開始前には、消防力を低下させないためにも、堺市消防局のはしご車やはしご支援隊のポンプ車等、泉大津市管内の地水利把握に伴いまして事前に消防車両での、調査等を実施する事になると思いますので、それまでに色々な準備等も必要になると思いますが、消防力を維持するため、お互いより良い運用が出来ますよう今後ともよろしくお願いしたいと思います。

【辻山委員】

これから始まる協議会においては、委員の皆様、また事務担当者の皆様には活発な意見交換や積極的な議論を重ね、円滑に協議を進めて頂きたいと願いますとともに、この協議会を通じて両市の職員が人事交流により、職務意欲や能力の向上に繋がればと思っていますので、皆様、これからも宜しくお願いします。

【新開会長】

その他ございませんか。

それでは、最後に事務局から何かございますか。

【事務局】

特にございません。

12 閉会

【新開会長】

委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただくとともに、スムーズな議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

今後、各検討事項について、詳細の検討・調整を行ってまいります。両市にとって本連携協力の効果が十分に得られ、更なる市民の安全・安心の確保に繋がりますよう、委員の皆様には引き続き宜しくお願いします。

それでは進行を事務局にお返しします。

【事務局】

それでは、これをもちまして、第1回堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会を終了します。

本日は、どうもありがとうございました。

<以上>